

JIS

繊維製品の混用率試験方法一 第1部：繊維鑑別

JIS L 1030-1 : 2024

(JTETC/JCFA/JSA)

令和6年4月22日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	天 野 美智子	株式会社オカムラ
	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	澤田石 昌 幸	一般財団法人家電製品協会
	関 成 孝	一般財団法人製品安全協会
	武 井 康 之	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.8.20 改正：令和 6.4.22

官 報 掲 載 日：令和 6.4.22

原 案 作 成 者：一般社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3662-4665)

日本化学繊維協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-1-11 繊維会館 TEL 03-3241-2311)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 試験の種類	1
5 試料の採取及び前処理	2
5.1 試料の採取	2
5.2 試料の前処理	2
6 試験方法	2
6.1 一般	2
6.2 燃焼試験	2
6.3 繊維中の塩素の確認試験	2
6.4 繊維中の窒素の確認試験	3
6.5 顕微鏡試験	3
6.6 よう素－よう化カリウム溶液による着色試験	3
6.7 キサントプロテイン反応試験	3
6.8 各種試薬に対する溶解性試験	3
6.9 赤外吸収スペクトルの測定試験	4
7 試験報告書	4
附属書 A (参考) 系統的鑑別方法	78
解 説	80

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人繊維評価技術協議会（JTETC）、日本化学繊維協会（JCFA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。

これによって、**JIS L 1030-1:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

繊維製品の混用率試験方法—第1部：繊維鑑別

Testing methods for quantitative analysis of fibre mixtures— Part 1: Testing methods for fibre identification

1 適用範囲

この規格は、繊維製品に使用される繊維の種類を鑑別する試験方法について規定する。

警告 この規格は、事前に適切な注意が払われない場合、健康を害するおそれのある物質¹⁾及び/又は方法を規定しており、技術的に適切・妥当であることだけに言及するものである。この規格を使用する者は、いかなる場合でも、健康及び安全に関する法的な義務を免れない。この規格は、薬品の取り扱いの資格及び/又は知識・経験のある者が操作することを想定している。

注¹⁾ 健康を害するおそれのある物質については、化学物質などの安全データシート (SDS) に詳しい情報が記載されている。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0117 赤外分光分析通則

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS L 0105 繊維製品の物理試験方法通則

JIS L 0208 繊維用語—試験部門

JIS L 1030-2-1 繊維製品の混用率試験方法—第2-1部：繊維混用率—通則

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS L 0208 による。

4 試験の種類

試験の種類は、次による。

なお、括弧内の数字は、本体の細分箇条を示す。

a) 燃焼試験 (6.2)

b) 繊維中の塩素の確認試験 (6.3)